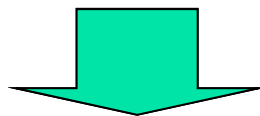




地方交付税制度の概要

地方交付税とは

県や市町村の行政費用は住民などからの税収でまかなうことが基本
しかし、多くの団体が税収だけでは行政費用をまかなえないのが実態



このため、国税の一部について、一定割合を地方交付税として地方に配分
地方団体間における財政力格差の解消(財源調整機能)
どの地域の住民も標準的な行政サービスを楽しむ(財源保障機能)

◆地方交付税となる国税とその割合

所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

市町村課財政担当 TEL 028-623-2116



地方交付税の性格と種類

◆地方交付税の性格

○地方団体共有の固有財源

本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収し、一定の基準に基づき再配分するもの

○地方の一般財源

国庫補助金とは異なり、国が用途を制限したり条件をつけることができないもの

※一般財源: 用途の制限がないもの(地方税、地方交付税等)

特定財源: 用途が制限されるもの(国庫補助金、地方債等)

○国と地方の税源配分を補完

国と地方の歳出割合は2:3で、国<地方。税収割合は3:2で国>地方。このギャップを補完

◆地方交付税の種類

○普通交付税(総額の94%) 財源不足団体(※)に対して交付

○特別交付税(総額の6%) 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付

(※)財源不足団体: 次ページ参照

普通交付税のしくみ

普通交付税の算定のしくみは下記のとおり

基準財政需要額 100億円	
普通交付税 40億円	基準財政収入額 60億円

- ・上記の例では、次の算式となります。
普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
(40億円 = 100億円 - 60億円)
- ・上記の金額は例示であり、団体ごとに異なります。

普通交付税額 =

基準財政需要額 - 基準財政収入額

◇基準財政需要額

→その団体の標準的な財政需要

◇基準財政収入額

→その団体の標準的な税収入

- ・基準財政需要額 > 基準財政収入額 の団体を「財源不足団体」といい、普通交付税が交付されます
- ・基準財政需要額 < 基準財政収入額 の団体を「財源超過団体」といい、普通交付税が交付されません



本県市町村の普通交付税等の状況

本県市町村の普通交付税等の状況については、下記を参照ください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/zaisei/koufuzei_tou.html